



栃木県公報

令和2(2020)年
3月27日(金)
号 外
第19号

目 次

規 則

- 行政書士法施行細則の一部改正..... 1
- 栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正..... 1
- 栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正..... 5

規 則

栃木県規則第八号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和四十二年栃木県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務に関する帳簿) 第四条 法第九条第一項に規定する知事の定める事項は、 <u>受託番号</u> とする。	(業務に関する帳簿) 第四条 法第九条第一項に規定する知事の定める事項は、 <u>受託番号及び作成した書類の枚数</u> とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県規則第九号

栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則(平成三年栃木県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第17条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">略</div> 備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるも	別表第1(第17条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">略</div> 備考 1 ホールを利用する場合における時間外利

のとする。

用料金の基準額は、条例別表第1の入場料を徴収しない場合の利用料金の基準額を基準として算出した額とする。

2. この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別表第2 (第18条関係)

別表第2 (第18条関係)

分類	名称	施設区分	単位	利用料金の基準額(円)
舞台附属設備及び器具	略	略	略	略
	バレエ用シート	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	
照明附属設備及び器具	略	略	略	略
	フロントサイドスポットライト	略	略	略
	略	略	略	略
	センターピンスポットライト	略	略	略

分類	名称	施設区分	単位	利用料金の基準額(円)
舞台附属設備及び器具	略	略	略	略
	バレエ用シート	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
	雪かご	ホール	式	1,330
略	略	略	略	
照明附属設備及び器具	略	略	略	略
	第1フロントサイドスポットライト	略	略	略
	第2フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740
	第3フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740
	略	略	略	略
	センターピンスポットライト	略	略	略
プロジェクタースポットライト(1.2KW)	ホール	台	2,770	
プロジェクタースポットライト	ホール	台	3,920	

					(4KW)				
					<u>HMIスポットライト</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,110</u>
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	ストリップライト(12灯用)	略	略	略	ストリップライト(12灯用)	略	略	略	略
					<u>スライドキャリアマスク</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,110</u>
	エフェクトマシーン	略	略	略	エフェクトマシーン	略	略	略	略
					<u>センターレスマシーン</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,110</u>
					<u>リップルマシーン</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,110</u>
					<u>ファイヤーマシーン</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,110</u>
					<u>ドラムマシーン</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,110</u>
	ミラーボール	略	略	略	ミラーボール	略	略	略	略
					<u>オーバーヘッドマシーン</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,670</u>
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	星球	略	略	略	星球	略	略	略	略
					<u>ロスコマシン</u>	<u>ホール</u>	台		<u>1,730</u>
	波マシーンエフェクトライト	略	略	略	波マシーンエフェクトライト	略	略	略	略
					<u>I T Oセンターレス</u>	<u>ホール</u>	台		<u>640</u>
音響 附属 設備 及	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	ポータブルマイクシステム	略	略	略	ポータブルマイクシステム	略	略	略	略
					<u>可搬型マイクロホンエレベ</u>	<u>ホール</u>	本		<u>870</u>

び 器 具	略	略	略	略	び 器 具	<u>ター</u>							
	略	略	略	略		略	略	略	略				
	オープンテープレコーダー	略	略	略		オープンテープレコーダー	略	略	略				
	略	略	略	略		<u>レコードプレーヤー</u>	ホール	台	1,670				
							練習室	台	1,110				
略	略	略	略	<u>デジタルオーディオテープレコーダー</u>	ホール	台	1,110						
略	略	略	略	略	略	略	略						
マルチケーブル	略	略	略	マルチケーブル	略	略	略						
そ の 他 の 附 属 設 備 及 び 器 具	ビデオカメラ	略	略	略	音響効果機器	ホール	台	1,030					
						音響補正機器	ホール	台	510				
							スライドプロジェクター	共通	台	1,330			
						略	略	略	略	ビデオデッキ	共通	台	1,110
						略	略	略	略	ビデオカメラ	略	略	略
						略	略	略	略	略	略	略	略
						モニターテレビ	略	略	略	モニターテレビ	略	略	略
						略	略	略	略	オーバーヘッドカメラ装置	共通	台	1,330
											オーバーヘッドプロジェクター	共通	台
						略	略	略	略	<u>16mm映写機</u>	共通	台	4,930
						略	略	略	略	略	略	略	略
ピアノ(外国製 ブランド)	ホール	略	略	ピアノ(外国製 ブランド)	ホール	略	略						
					リハーサル室	台	1,670						
ピアノ(国産 ブランド)	略	略	略	ピアノ(国産 ブランド)	略	略	略						

	音楽練習室	略	略
	リハーサル室	台	1,670
略	略	略	略
備考 略			

	音楽練習室	略	略
略	略	略	略
備考 略			

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(県民文化課)

栃木県規則第十号

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県営住宅条例施行規則(平成九年栃木県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「ついで」の次に「、入居時における家賃()の12箇月分に相当する額を限度として」を加える。

別記様式第四号中 「平成 年度申告分」 を 「 年度申告分」 に改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県県営住宅条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(住宅課)